

[省令第8条の17の2（特別管理産業廃棄物50トン以上排出事業者用）]

様式第2号の13(第8条の17の2関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年 5月 7日

(宛先) 長野市長 萩原 健司 様

提出者

住 所 大阪市淀川区西宮原 1丁目8番10号

氏 名 当榮ケミカル株式会社

代表取締役 佐藤 忠彦

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06 (6152) 5421

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他 その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事 業 場 の 名 称	当榮ケミカル株式会社 長野工場
事 業 場 の 所 在 地	長野市豊野町豊野 742-3
計 画 期 間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事 業 の 種 類	化学工業
② 事 業 の 規 模	4億9千万円
③ 従 業 員 数	47名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理工程	重合反応→廃油（引火性廃油）→焼却（助燃材） →または優良認定処理業者への処理委託

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】	
特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性のもの)
排 出 量	151.50t
特別管理産業廃棄物の種類	
排 出 量	
(これまでに実施した取組)	
令和6年度は無し	
2019年10月の豪雨災害により被災。2020年10月より焼却施設が復旧する。廃油（引火性廃油）を焼却助燃材として再利用している。	
【目標】	
特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性のもの)
排 出 量	200.00t
特別管理産業廃棄物の種類	
排 出 量	
(今後実施する予定の取組)	
廃油（引火性廃油）を焼却助燃材として再利用継続。	

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)  廃油（引火性廃油）
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)  今後も廃油（引火性廃油）を焼却助燃材として再利用。

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】						
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性のもの)				
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	151.50t				
	特別管理産業廃棄物の種類					
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量					
	(これまでに実施した取組)					
	令和6年度は無し					
	2020年9月から現在に至るまで廃油（引火性廃油）を焼却助燃材として再利用している。					
	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性のもの)				
②計画	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	200.00t				
	特別管理産業廃棄物の種類					
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量					
	(今後実施する予定の取組)					
	廃油（引火性廃油）を焼却助燃材として再利用。					
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項						
①現状	【前年度（令和6年度）実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性のもの)				
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	151.50t				
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量					
	特別管理産業廃棄物の種類					
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量					
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量					
	(これまでに実施した取組)					
	焼却施設からの熱回収の効率化。					
②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性のもの)				
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	200.00t				
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量					
	特別管理産業廃棄物の種類					
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量					
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量					
	(今後実施する予定の取組)					
	廃油を焼却助燃材として再利用。					

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】					
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性のもの)			
	全処理委託量				
	優良認定処理業者への処理委託量				
	再生利用業者への処理委託量				
	認定熱回収業者への処理委託量				
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
【前年度（令和6年度）実績】					
②現状	特別管理産業廃棄物の種類				
	全処理委託量				
	優良認定処理業者への処理委託量				
	再生利用業者への処理委託量				
	認定熱回収業者への処理委託量				
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
(これまでに実施した取組)					
令和6年度は無し					
焼却施設が2020年9月から再稼働したので廃油（引火性廃油）の外部処理量が減少。					

		【目標】				
		特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性のもの)			
		全処理委託量				
		優良認定処理業者への処理委託量				
		再生利用業者への処理委託量				
		認定熱回収業者への処理委託量				
		認定熱回収業者以外の熱回収を行いう業者へ処理委託量				
		特別管理産業廃棄物の種類				
		全処理委託量				
		優良認定処理業者への処理委託量				
		再生利用業者への処理委託量				
		認定熱回収業者への処理委託量				
		認定熱回収業者以外の熱回収を行いう業者へ処理委託量				
		(今後実施する予定の取組)				
		令和6年度は無し 焼却施設での自社処理。				
		【前年度(令和6年度)実績】				
		特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		151.500t		
		(今後実施する予定の取組等)				
	電子情報処理組織の使用に関する事項					
	※事務処理欄					

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が10以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

※分別に関する事項を除き第2面～第5面に数字を記入すると自動的に入力されます。

別紙 1

特別管理産業廃棄物処理計画書（特別管理産業廃棄物の実績及び計画の量）

処理項目		特別管理産業廃棄物の種類										合計
		廃油(引火性のもの)										
排出抑制に関する事項		前年度排出量(実績)	151.50t									151.50t
		本年度排出量(計画)	200.00t									200.00t
自ら行う(行った)再生利用に関する事項		前年度実績	151.50t									151.50t
		本年度計画(目標)	200.00t									200.00t
自ら行う(行った)中間処理に関する事項	自ら行う(行った)熱回収の量	前年度実績	151.50t									151.50t
		本年度計画(目標)	200.00t									200.00t
	自ら中間処理により減量する(した)量	前年度実績										
		本年度計画(目標)										
自ら行う(行った)埋立処分に関する事項		前年度実績										
		本年度計画(目標)										
処理の委託に関する事項	全処理委託量		前年度実績									
			本年度計画(目標)									
	優良認定処理業者への処理委託量		前年度実績									
			本年度計画(目標)									
	再生利用業者への処理委託量		前年度実績									
			本年度計画(目標)									
	認定熱回収業者への処理委託量		前年度実績									
			本年度計画(目標)									
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		前年度実績									
			本年度計画(目標)									

【記載方法】

- 各産業廃棄物の種類ごとに該当の箇所の上段に前年度の実績(現状)を、下段に本年度の目標(計画)の産業廃棄物の量を記載してください。
- 「自ら行う再生利用に関する事項」の欄は、自ら直接再生利用した量と中間処理した後再生利用した量を記載してください。
- 「自ら行う埋立処分又は海洋投入処分に関する事項」は、自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量と自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量を記載してください。
- 「処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量及びそれぞれの内訳を記載してください。